

人事行政の運営等の状況について

戸田ボートレース企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成22年組合条例第4号）第4条の規定に基づき、令和5年度の人事行政の運営等の状況について下記のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用状況

ア 令和5年4月1日付新規採用者

職種名	人数	内訳	
		男性	女性
事務職	2人	2人	0人

イ 職員採用試験実施状況（令和6年4月1日採用予定者）

職種名	申込者数	受験者数	最終合格者数 (うち女性)	倍率
—	—	—	—	—

(注) 令和5年度については、職員採用試験の実施なし。

(2) 再任用の状況

令和5年度 (令和5年4月1日現在)

職種名	人数	内訳	
		男性	女性
フルタイム勤務職員	1人	1人	0人
短時間勤務職員	0人	0人	0人
合計	1人	1人	0人

(3) 職員の退職の状況

令和5年4月1日～令和6年3月31日

職種名	定年退職	勸奨退職	自己都合退職	その他	合計
事務職	0人	0人	0人	0人	0人

2 職員の人事評価の状況

(1) 評価制度の概要

評価の種類	業績評価	職員が職務の遂行によって達成した業績を評価するもの			
	能力評価	職員が職務の遂行において発揮した能力を評価するもの			
対象期間	4月1日～3月31日 1か年				
対象職員	全職員				
評価者	業績評価	被評価者 \ 評価者	評価者	1次調整者	2次調整者
		局長級	企業長	—	—
		局次長級	局長職	—	—
		部長級	局次長職	局長職	—
		部次長級	部長職	局次長職	局長職
		課長級	部次長職	部長職	局次長職
		課長補佐級以下	課長職	部次長職	部長職
	能力評価	被評価者 \ 評価者	1次評価者	1次評価者	3次評価者
		局長級	—	—	企業長
		局次長級	—	—	局長職
		部長級	—	局次長職	局長職
		部次長級	部長職	局次長職	局長職
		課長級	部次長職	部長職	局次長職
		課長補佐級以下	課長職	部次長職	部長職

(2) 人事評価結果の活用

人事評価の結果は、昇給、昇格、人事異動、再任用及び人材育成の資料等に活用する。

(3) その他

新規採用職員、評価者、被評価者への人事評価研修を実施している。

3 職員の給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（収益的支出）

区 分	総費用 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B) / (A)
令和5年度	57,975,225 千円	323,439 千円	0.55%

(注) 1 総費用には、消費税を含む。

2 人件費には、特別職及び議員等に支給される報酬等を含む。また、共済組合負担金等の法定福利費を含む。

(2) 職員給与費の状況（支給実績）

区 分	職員数 (A)	給 与 費				一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	(B) / (A)
令和5年度	34 人	123,526 千円	43,446 千円	55,713 千円	222,685 千円	6,549 千円

(注) 1 職員数は、令和5年4月1日現在の人数である。なお、再任用職員を含まない。

2 給与費には、無給休職者（育児休業者等）及び再任用職員を含まない。

3 職員手当には、期末・勤勉手当、退職手当及び児童手当を含まない。

4 期末・勤勉手当には、令和5年度予算計上分（令和4年12月～令和5年3月分）の賞与引当金繰入額が含まれる。

(3) 特別職及び議員等に支給される報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

職 名	区分	報酬額	期末手当
企業長	月額	66,600 円	(令和5年度支給割合)
副企業長	月額	61,200 円	4.40 月
議長	月額	51,400 円	(令和5年度支給割合)
副議長	月額	50,900 円	
委員長	月額	50,400 円	
議員	月額	49,900 円	
代表監査委員	月額	48,000 円	—
監査委員（識見を有する者）	月額	43,700 円	
監査委員（議員選出）	月額	31,500 円	

II 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
39.2 歳	312,635 円	409,110 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、令和6年4月分として支給すべき給料、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当（複数月分一括支給している場合は、一月当たりの支給額。円未満は四捨五入。）、時間外勤務手当（4月実働分）の合計額の平均である。

3 育児休業等により、給与の全部又は一部の支給を受けない職員の給与については、本来支給されるべき

金額にて算定する。

4 算定には再任用職員を含まず、育児休業等により休業している者を含む。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		戸田ボートレース企業団		国	
		初任給	2年後の給料	初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	199,400円	210,600円	196,200円	208,000円
	高校卒	173,600円	184,600円	166,600円	176,100円

(注) 国の一般行政職・大学卒の初任給は、試験区分「一般職（大卒）」の額である。

Ⅲ 級別職員数等の状況

(1) 級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事補の職務	7人	20.6%
2級	主事の職務	5人	14.7%
3級	主任の職務	6人	17.7%
4級	主査の職務	3人 (1人)	8.8% (100%)
5級	課長補佐の職務	3人	8.8%
6級	課長の職務	5人	14.7%
7級	部長・部次長の職務	3人	8.8%
8級	局長・局次長・参与の職務	2人	5.9%
合 計		34人 (1人)	100% (100%)

(注) 1 戸田ボートレース企業団の給与規程に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 ()内は暫定再任用職員であり、外書きである。

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 令和5年度における昇給への勤務成績の反映状況（昇給区分の決定）について、能力評価結果に基づき、人事評価を行った結果、最低では2号給、最高で4号給の昇給を行った。
- 55歳以上の職員については、平均的な勤務評定結果であれば昇給幅は2号給とし、55歳未満の職員の4号給と差をつけている。（令和5年度は、該当者はなし）

(注) 対象者は、行政職給料表適用者とする。

IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

戸田ボートレース企業団		国	
一人当たり平均支給額（令和5年度） 1,638,631円		_____	
（令和5年度支給割合）		（令和5年度支給割合）	
期末手当 2.45月分 （1.375月分）	勤勉手当 2.05月分 （0.975月分）	期末手当 2.45月分 （1.375月分）	勤勉手当 2.05月分 （0.975月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

戸田ボートレース企業団			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	26.3655月分	勤続20年	19.6695月分	26.3655月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
			加算措置	定年前早期退職特例措置 割増率（2%～45%）	

(3) 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給対象	支給率	支給対象職員数	国基準による 支給割合
戸田ボートレース企業団	10%	32人	6%
支給実績（令和5年度決算）		13,754,825円	
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		429,838円	

（注）職員一人当たり平均支給年額は、支給実績を令和5年4月1日現在の支給対象職員数（無給退職者及び再任用職員を除く）で除した額である。

(4) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	9,191,987円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	510,665円
支給実績（令和4年度決算）	7,520,430円
支給職員一人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	501,362円

（注）職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、支給実績と同じ年度の4月1日現在の支給対象職員数（無給退職者及び再任用職員を除く）である。

(5) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度)	支給職員 一人当たり 平均支給年額 (令和5年度)
扶養手当	配偶者	6,500円	同	—	2,721,000円	170,062円
	配偶者(8級職)	3,500円		—		
	子	10,000円		—		
	子(16歳年度初め～22歳年度末)加算	5,000円		—		
	父母等	6,500円		—		
住居手当	借家(最高限度額)	28,000円	同	—	3,480,000円	151,304円
	自家	5,000円	異	自宅に係る住居手当の支給は廃止している		
	自家(新築・購入後5年間)	6,500円				
通勤手当	交通機関等利用(通勤距離片道2km以上)	運賃等相当額(上限55,000円)	同	—	2,945,750円	95,024円
	交通用具使用者(通勤距離片道2km以上)	距離に応じた定額(上限55,000円)	異	距離ごとに支給額が異なる		
管理職手当	事務局長	90,000円	異	支給区分及び支給額が異なる	11,352,000円	873,230円
	事務局次長	86,000円				
	部長・参与	83,000円				
	部次長	80,000円				
	課長	70,000円				
	課長補佐	60,000円				
当直手当	宿直勤務又は日直勤務1回につき支給	4,200円 (年末年始の休日は9,500円)	異	支給額が異なる	0円	—

(注) 無給休職者（育児休業者等）及び再任用職員を含まない。

V 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
	令和5年度	令和6年度		
議会	1人	1人	±0人	
総務	33人	33人	±0人	
合計	34人	34人	±0人	

(注) 職員数には、再任用職員を含まない。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）

区分	24歳未満	24歳～ 27歳	28歳～ 31歳	32歳～ 35歳	36歳～ 39歳	40歳～ 43歳
職員数	1人	2人	8人	6人	2人	2人
構成比	3.0%	5.9%	23.5%	17.6%	5.9%	5.9%

区分	44歳～ 47歳	48歳～ 51歳	52歳～ 55歳	56歳～ 59歳	60歳以上	合計
職員数	5人	3人	4人	1人	0人	34人
構成比	14.7%	8.8%	11.8%	3.0%	0.0%	100%

(注) 職員数には、再任用職員を含まない。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要

1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
38時間45分	9:00	17:30	12:15～13:00

(2) 休暇取得状況

年次有給休暇の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

総付与時間 (A)	総取得時間 (B)	対象職員数 (C)	平均取得時間 (平均取得日数) (B) / (C)	消化率 (B) / (A)
9050.25時間	3534.75時間	32人	110.5時間 (14.3日)	39.1%

(注) 1 企業団条例及び規程に則り、休暇を取得する者を対象とする。

2 職員数には、無給休職者（育児休業者等）及び再任用職員を含まない。

(3) 育児休業の取得状況

育児休業の取得状況（令和5年4月1日～令和6年3月31日）

区分	育児休業	育児短時間勤務	部分休業
新たに取得した者	1人	0人	0人
前年度から引き続いている者	2人	0人	1人

(4) 時間外勤務の状況

時間外勤務時間（令和5年度）

時間外勤務時間数	対象職員数	一人当たりの 時間外勤務時間数
3527.0時間	17人	207.5時間

(注) 1 職員数には、無給休職者（育児休業者等）、派遣職員及び再任用職員を含まない。

2 休日、祝日における勤務時間を含む。

5 職員の休業に関する状況

育児休業・部分休業及び育児短時間勤務の取得状況（令和5年度）

区 分	男 性	女 性	合 計
育児休業取得者	2人	1人	3人
部分休業取得者	0人	1人	1人
育児短時間勤務取得者	0人	0人	0人

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分者数（令和5年度）

区 分	分限処分者	処 分 理 由
免 職	0人	
休 職	0人	
降 任	0人	
降 給	0人	

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分者数（令和5年度）

区 分	懲戒処分者	処 分 理 由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	0人	

7 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等従事の許可状況

営利企業等従事者数（令和5年度）

区 分	件 数	承認した主な事項
申 請	0件	
承 認	0件	

8 職員の退職管理の状況

地方公務員の退職管理の適正の確保（法38条の2関係）に基づき、職員の退職管理の適正化を図っている。

<再就職者による依頼等の規制>

営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前5年間の職務に関して、離職後2年間は現役職員に働きかけをすることを規制している。

<任命権者への届出>

離職後2年間のうち営利企業等に再就職した元職員のうち、離職前に管理又は監督の地位に就いていた者に対して、再就職情報を届け出る義務がある。

退職者の再就職情報は次のとおりである。（令和5年度）

離職時の職	離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先における地位	再就職先の業務内容
—	—	—	—	—	—

（注）令和5年度については、該当なし。

9 職員の研修の状況

令和5年度に実施した職員研修の受講者延べ総数は90人です。

【令和5年度研修実施結果一覧】

研修区分	研修名	日数	受講者数	主催
職場研修	新規採用職員研修	4日	2人	戸田ボートレース企業団
	フレッシュトレーニング	6ヶ月	2人	
	個人情報保護法研修	1日	30人	
	人事評価研修	2日	34人	
市町村職員 広域研修	新規採用職員研修（前期）	2日	2人	彩の国さいたま 人づくり広域連 合
	新規採用職員研修（後期）	1日	2人	
	主査級研修	2日	1人	
	主任級研修（動画研修）	1日	4人	
	中級研修（基礎）	2日	2人	
	評価者演習（オンライン）	1日	1人	
	地方公務員法A（基本編）（動画研修）	1日	1人	
	チームを支える！自分力向上 ～セルフエンパワーメント～	2日	1人	
	事務ミス防止研修（オンライン）	1日	1人	
法制執務（オンライン）	2日	1人		

研修区分	研 修 名	日 数	受講者数	主 催
市役所研修	新規採用職員研修	3日	2人	戸田市
	人権教育指導者研修会（動画研修）	1日	2人	
ボートレース 関連研修	新任者研修	1日	2人	一般社団法人全 国モーターボ ート競走施行者協 議会

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度の概要

ア 埼玉県市町村職員共済組合

(ア) 事業内容

企業団職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって定められており、埼玉県市町村職員共済組合が実施しています。共済組合では、大きく分けて次の3つの事業を行っています。

- ・「短期給付事業」＝ 共済組合員である職員とその被扶養者の病気・けが・出産・死亡等に対して必要な給付を行う。
- ・「長期給付事業」＝ 共済組合員である職員の退職・障害・死亡に対して年金又は一時金の給付を行う。
- ・「福 祉 事 業」＝ 共済組合員である職員における健康の保持増進事業や住宅資金の貸付け等を行う。

(イ) 事業費

区 分	加入者数	企業団負担状況
埼玉県市町村職員共済組合	35人	44,559,590円

イ 職員互助会

(ア) 事業内容

地方公務員法第42条の規定に基づき、職員の相互扶助及び福利の増進を目的として、職員互助会において、職員の冠婚葬祭に際しての給付や福利厚生事業を実施しています。

(イ) 事業費

区 分	加入者数	企業団負担状況
職員互助会	34人	0円

(2) 公務災害等の発生状況

区 分	認定件数
公務災害	0 件
通勤災害	0 件
合 計	0 件